

平成25年6月25日 厚生委員会

市民生活部 子育て支援課

議案説明資料

- 1 議案第43号 田川市子ども・子育て会議条例の制定について . . . P1

議案第43号 田川市子ども・子育て会議条例の制定について

1 制定理由

(1) 背景

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」が成立・公布されました。

同法第77条には、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされています。

(2) 目的

本市における子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議する機関を設置するため、今般、田川市子ども・子育て会議条例の制定について、提案した次第であります。

2 制定条例の内容

(1) 会議の位置付け

地方自治法138条の4第3項の規定に基づく附属機関とする。

(2) 所掌事務

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(3) 委員構成

15人以内の委員をもって組織するものとし、委員構成は、次のとおりとする。

なお、委員の選任にあたっては、男女共同参画の視点に立ち女性委員比率が30%以上になるよう留意したい。

ア 子どもの保護者

イ 子ども関係団体に属する者

ウ 保育関係者

エ 教育関係者

オ 学識経験を有する者

カ 市長が特に必要があると認める者

(4) 委員の任期

委嘱の日（平成25年9月上旬予定）から2年間とする。

(5) 施行日

公布の日から

3 田川市子ども・子育て会議条例（案）

別紙のとおり

田川市子ども・子育て会議条例（案）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、田川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。